

# 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針【23・2・8閣議決定】)の概要

## 第1 文化芸術振興の基本理念

### 1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠  
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」  
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの

国の政策の根幹に据え、  
今こそ「文化芸術立国」を目指す

### 2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

#### ①成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

#### ②文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

#### ③社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

### 1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

#### 戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- ◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- ◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- ◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- ◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

#### 戦略2 文化芸術を創造し、 支える人材の充実

- ◆若手をはじめ芸術家の育成支援
- ◆文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

#### 戦略3 子どもや若者を対象とした 文化芸術振興策の充実

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

#### 戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- ◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

#### 戦略5 文化芸術の地域振興、 観光・産業振興等への活用

- ◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用
- ◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励
- ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興

#### 戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

- ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実
- ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典へ
- ◆文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実
- ◆文化財分野の国際協力の充実
- ◆東アジアにおける国際文化交流の推進

### 2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

- (1) 横断的かつ総合的な施策の実施
  - 重点戦略相互の施策を横断的に実施 ◦ 関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施
- (2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

## 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章(第8条以下)の各条に沿って基本的施策を列挙